

第 4 期中期計画について

1 中期計画の概要

- 病院機構は、市から示された中期目標に基づき目標を達成するための具体的な取組を定めた「中期計画」を策定し、市の認可を受けて、計画達成に向けて業務を遂行することになっており、市が中期計画を認可するにあたっては、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例において評価委員会の意見を聴くとともに、地方独立行政法人法において、議会の議決が必要と定められている。
- 中期計画については、地方独立行政法人法により、以下の項目が記載事項として定められている。

- ①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④短期借入金の限度額
- ⑤出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦剰余金の使途
- ⑧料金に関する事項
- ⑨その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- さらに、地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則により、「⑨その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」については、以下の項目を記載事項として定めている。

- ①施設及び設備に関する計画
- ②人事に関する計画
- ③中期目標の期間を超える債務負担
- ④法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- ⑤前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

2 中期計画認可までのスケジュール

月	スケジュール概要
11月19日	◎第4回評価委員会 中期計画（素案）意見聴取
12月	（ ・中期目標議会議決 ・病院機構へ中期目標指示 ）
R3	●病院機構理事会 中期計画（案）認可申請の承認
1月28日	●中期計画（案）認可申請 ◎第5回評価委員会 中期計画（案）意見聴取
2月	○中期計画（案）認可議案提出
3月	○中期計画（案）認可議案議決 ○中期計画認可

The flowchart illustrates the process of mid-term plan approval. It starts with a public hearing by the 4th Evaluation Committee in November. In December, the Board of Directors and Hospital Organization make decisions and issue instructions. In R3, the Hospital Organization Council approves the application, followed by the Hospital Organization's approval and a second public hearing by the 5th Evaluation Committee in January. In February, the approval proposal is presented, and in March, it is resolved and finally approved.